

令和6年度 学校法人千葉敬愛学園ガバナンス・コード適合状況等に関する報告書

点検対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

	実 施 項 目	適合状況	解説
第1章 私立大学の自主性・自律性 (特色ある運営)の尊重	1-1 建学の精神		①
	・建学の精神・理念の明示	◎	
	1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)		
	・建学の精神・理念に基づく教育目的等を明文化し、広く公表する。	◎	
	・中期的な計画を策定し、推進、点検、改善を図りつつ、その結果を公表する。	◎	
	・私立大学の社会的責任等への対応	◎	
第2章 安定性・継続性 (学校法人運営の基本)	2-1 理事会		②
	・理事会の役割や議決事項について規程を整備し、適切に運営する。	◎	
	2-2 理事		
	・理事の責務や役割について規程を整備し、規程に基づき適切に職務を遂行する。	◎	
	2-3 監事		
	・監事の責務や役割及び選任について規程を整備し、規程に基づき適切に職務を遂行する。	◎	
	2-4 評議員会 2-5 評議員		◎
	・評議員会の諮問機関としての役割及び評議員の選任について規程を整備し、適切に運営する。	◎	
第3章 教学ガバナンス (権限・役割の明確化)	3-1 学長		③
	・学長の責務及び学長補佐としての副学長の責任・権限を明確にした組織体制とする。	◎	
	3-2 教授会		
	・教授会の役割や審議事項について規程を整備し、適切に運営する。	◎	
第4章 公共性・信頼性 (ステークホルダーとの関係)	4-1 学生に対して		④
	・学生に対して3つの方針(ポリシー)を明確にする。	◎	
	4-2 教職員等に対して		
	・教職協働で、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を行う。	◎	
	4-3 社会に対して		
	・認証評価の受審や定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行する。	◎	
	4-4 危機管理及び法令遵守		
	・危機管理体制及び危機管理マニュアルの整備を行う。	◎	
	・法令、寄附行為、学則、諸規程の遵守に組織的に取り組むとともに、内部通報窓口を開設する。	◎	
第5章 透明性の確保(情報公開)	5-1 情報公開の充実		⑤
	・法令上の情報公表事項はもとより、自主的な情報公開や情報公開の工夫等にも努める。	◎	

【適合状況評価基準】

◎：遵守できている

○：概ね遵守できている

△：不十分な点が多い

×：全項目未実施

《適合状況についての解説》

第1章 1-1 建学の精神 1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
①	・建学の精神・理念やそれに基づく教育と研究の目的の明示、また中期的な計画及び各年度の事業計画を策定し、その進捗状況はホームページ等を通じて内外に公表し、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。

第2章 2-1 理事会 2-2 理事 2-3 監事 2-4 評議員会 2-5 評議員	
②	・寄附行為に基づき、理事会を年間の開催計画をもとに原則として月1回開催し、理事の責務及び役割を適切に遂行しています。
	・寄附行為及び常務理事会規程において理事長と常務理事の職務、常務理事の担当業務を定めて、責任の明確化を図っています。
③	・複数名の外部理事を選任し、外部理事は学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に寄与し、理事としての業務を遂行しています。
	・監事は、「監事監査規程」に基づき、学園及び理事の業務並びに財産の状況を監査するとともに、理事会及び評議員会に出席し、適切に意見を述べています。
	・寄附行為の定めるところにより選任された評議員によって評議員会を開催し、法人運営等において重要な事項に関しての諮問機関としての役割を果たしています。

第3章 3-1 学長 3-2 教授会	
③	・学則第1条に掲げる目的を達成するため、学長は教学運営を統括し、所属教職員を統括しており、責務を遂行しています。また、副学長が学長補佐として教学運営を補佐しています。
	・教授会を原則として月1回開催しており、教授会規程に基づき、教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として適切に運営しています。

第4章 4-1 学生に対して 4-2 教職員等に対して 4-3 社会に対して 4-4 危機管理及び法令遵守	
④	・3つのポリシーについては、ホームページや「キャンパスライフ」（学生向けハンドブック）を通じて、学生に対して明確に示しています。
	・学校教育法に基づき、認証評価の結果を踏まえた中期計画の策定・実行や、毎年度の自己点検・評価活動による教育の質保証に努めています。
	・危機管理及び法令遵守のための体制整備を図っています。「危機管理規程」を制定し、自然災害、火災、感染症等を想定した学内の危機管理対応の強化を図っています。また、「内部通報制度に関する規程」を制定し、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見と是正に努めています。

第5章 5-1 情報公開の充実	
⑤	・学校教育法施行規則や私立学校法等で定められている教育・研究に関する情報及び学校法人に関する諸情報について、ホームページを通じて公開しているほか、財産目録等の書類を法人事務局に備え置いており、透明性の確保に向けて積極的な情報公開・発信を行っています。

《参考》

■学校法人千葉敬愛学園ホームページ

<https://gakuen.u-keiai.ac.jp>

■敬愛大学ホームページ

<https://www.u-keiai.ac.jp>

■敬愛短期大学ホームページ

<https://www.chibakeiai.ac.jp>